

京都市街路樹サポーター制度要綱

（目的）

第1条 この要綱は、ヒートアイランド対策にも資する都市緑化を促進するため、街路樹サポーター（以下「サポーター」という。）が行う、街路樹、植樹帯及びその周辺部分の美化及び緑化を支援し、もって街路樹愛護思想の高揚を図り、観光都市にふさわしい「美しい緑」を守り育て増やすことを目的とする。

（街路樹の定義）

第2条 この要綱における「街路樹」とは、道路法、道路構造令に規定されている道路の附属物であり、街路樹、植樹帯及びその周辺部分における活動に関しては、全て道路法、道路構造令のほか、関係する諸規程に基づき施行、管理、処分されるものをいう。

（街路樹サポーター）

第3条 サポーターは、第1条の目的を達成するため、京都市が管理する街路樹を対象として結成される団体等をいう。

（サポーターの構成）

第4条 サポーターは、活動対象となる街路樹周辺の地域住民や企業、自治会等をもって、少なくとも2名以上で構成するものとする。

（サポーターの活動区域）

第5条 サポーターの活動区域は、京都市が管理する街路樹が植栽されている区間（中央分離帯を除く）とする。

（サポーターの活動内容）

第6条 サポーターは、第1条の目的を達成するために次の活動を行うものとする。ただし、活動を行うに当たり、十分に安全の確保を図るとともに、通行の障害を生じることのないよう注意するものとする。

- （1）活動対象となる街路樹、植樹帯及びその周辺部分の落ち葉清掃や除草作業等の美化
- （2）活動対象となる植樹帯における草花の植栽・管理（以下「緑化活動」という。）
- （3）活動対象となる街路樹、植樹帯及びその周辺部分の落ち葉の回収及び京都市への提供
- （4）街路樹の病虫害や水不足等に関する点検や京都市への情報提供
- （5）その他サポーターの目的達成のために必要な活動

（サポーターへの支援）

第7条 京都市は、次のとおりサポーターの活動を支援するものとする。

- （1）街路樹、植樹帯及びその周辺部分の美化及び緑化活動のためのほうきやちりとり等用具類の提供
- （2）ボランティア袋の支給、回収
- （3）ボランティア保険への加入
- （4）その他

(サポーター結成の届出)

第8条 サポーターを結成しようとする団体等の代表者は、街路樹サポーター結成届（第1号様式）、街路樹サポーター名簿（第2号様式）を市長に提出するものとする。

(サポーターの名称)

第9条 サポーターの名称は、各サポーターが決定する。ただし、ほかのサポーターと同一である場合、その他京都市が不適当と認めた場合は、変更しなければならない。

(サポーターの認定)

第10条 市長は、第8条の届出の内容を審査し、第4条に適合し、かつ、第6条の活動が可能と認められる場合は、これを認定し、その旨を街路樹サポーター認定書（第3号様式）により通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、サポーターの活動を十分に行えない等、サポーターとして適当でないと市長が認める団体等については認定しないことがある。

(サポーターの役員)

第11条 サポーターには、会長その他必要な役員を置くものとする。

2 会長は、サポーターを統括するとともにサポーターを代表するものとする。

(サポーターの届出事項)

第12条 サポーターは、次の各号のいずれかに該当するときは、市長に届け出なければならない。

(1) 会長を変更するとき（街路樹サポーター会長変更届 第4号様式）

(2) サポーターを解散するとき（街路樹サポーター解散届 第5号様式）

(3) その他、活動区域や活動内容等を変更するとき（街路樹サポーター変更届 第6号様式）

(協議事項等)

第13条 サポーターは、活動区域において緑化活動及びプレートの設置等を行う場合は、事前に京都市と協議するものとする。

なお、活動区域の管理上等の理由により、京都市から植栽等の撤去を求められたときは、速やかに撤去しなければならない。

(緑化活動及び市民花壇)

第14条 第10条による認定後に原則として1年以上の活動実績があるサポーターが、緑化活動を行うことができる。

2 草花等の植付けを行う場合は緑化活動計画書（第7号様式）を提出するものとする。

3 植付けができる緑化植物は一年生の草花で、草丈が70cm以下とし、植樹帯内で管理することとする。

4 第1項の緑化活動の実績がある一定規模以上の植樹帯において、植物の植付け等花壇の整備、維持管理を実施するものを市民花壇と位置付けることができる。

5 市民花壇を設置する場合は、市民花壇活動計画書（第8号様式）により整備計画及び維持管理計画を市長に提出するものとする。

6 市長は、前項の計画書の内容を審査し適当と認めたときは、これを認定し、その旨を市民花壇認定書（第9号様式）により通知するものとする。

7 市民花壇に植栽する植物は、第3項に限らず、街路樹の生育や交通の支障とならないものとする

- 8 市民花壇の維持管理が継続困難となった場合、また活動区域の管理上等の理由により京都市から植栽等の撤去を求められたときは、届出者の費用により植栽した植物を撤去し、現状復旧する。

(報告書等の提出)

第15条 サポーターは、毎年2月末までに、当該年度の街路樹サポーター活動実績報告書(第10号様式)を市長に提出するものとする。

(サポーターの認定の取消し)

第16条 サポーターの活動が次の各号のいずれかに該当するときは、市長はサポーターの認定を取り消すとともに、その旨を街路樹サポーター認定取消通知書(第11号様式)により通知するものとする。

- (1) 活動が長期にわたり停止したとき
- (2) 本要綱その他関係法令等の規定に違反したとき
- (3) 本市の指導に従わない場合
- (4) その他サポーターの活動を十分に行えない等、サポーターとして適当でないと市長が認めたとき

(その他)

第17条 要綱が改正された際は、サポーターは新要綱に従わなければならない。

- 2 この要綱に定めるもののほか、サポーターに関し必要な事項については、その都度、所管局長が定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年 4月 1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成22年 4月 1日から施行する。
- 3 この要綱は、平成24年 4月 1日から施行する。
- 4 この要綱は、平成28年11月11日から施行する。
- 5 この要綱は、令和 2年 2月13日から施行する。
- 6 この要綱は、令和 5年 2月 1日から施行する。
- 7 この要綱は、令和 5年 5月 8日から施行する。
- 8 この要綱は、令和 6年 1月12日から施行する。

街路樹サポーター結成届

年 月 日

(あて先)
京 都 市 長

京都市街路樹サポーター制度要綱第8条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

活動団体名	ふりがな
会 長	(氏名) ふりがな
	(住所) 〒
	(電話番号)
	(FAX番号)
会員名簿	別添名簿のとおり

活動予定場所 (※1)	(通り名) の (北 ・ 南 ・ 東 ・ 西) 側 ～ の区間 別添位置図のとおり
活動回数 (※2)	ほぼ毎日 ・ 1週間に 回 ・ 1箇月に 回
活動内容 (※2)	清掃 ・ 水やり ・ 除草 ・ 害虫情報通報 ・ 緑化 ・ 落葉回収

※1 位置図に示した活動場所のおおよその位置を記入してください。

※2 活動回数、活動内容については該当するものを○で囲んでください。

添付書類

- 1 名簿
- 2 位置図

街路樹サポーター名簿

年 月 日

(あて先)
京 都 市 長

(届出者)
活動団体名 _____
会長氏名 _____
会長住所 _____
会長電話番号 _____

	役 職	氏 名	住 所
1	◎ 会 長	同 上	同 上
2	会 員		
3	会 員		
4	会 員		
5	会 員		
6	会 員		
7	会 員		
8	会 員		
9	会 員		
10	会 員		
11	会 員		
12	会 員		
13	会 員		
14	会 員		
15	会 員		

第 3 号様式

街 路 樹 サ ポ ー タ ー 認 定 書

第 号
年 月 日

様

京都市長
（京都市建設局土木管理部
●●土木みどり事務所
電 話

年 月 日付けで提出のありました街路樹サポーター結成届を受理し、サポーターの結成について認定します。

認定内容

- 1 活動団体名 :
- 2 活動場所 :
- 3 樹木本数 :
- 4 活動内容 :

街路樹サポーター会長変更届

年 月 日

(あて先)
京 都 市 長

(届出者)
活動団体名 _____
氏 名 _____

京都市街路樹サポーター制度要綱第12条第1号の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

変更前 (旧会長)	住 所	〒
	ふりがな	
	氏 名	
	電話番号	
	FAX番号	
変更後 (新会長)	住 所	〒
	ふりがな	
	氏 名	
	電話番号	
	FAX番号	
変更理由		

街 路 樹 サ ポ ー タ ー 解 散 届

年 月 日

(あて先)
京 都 市 長

(届出者)

活動団体名	
会長氏名	
会長住所	
会長電話番号	

京都市街路樹サポーター制度要綱第12条第2号の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 解 散 日	年 月 日
2 解 散 理 由	

年 月 日

(届出者)

活動団体名

会長氏名

会長住所

会長電話番号

京都市街路樹サポーター制度要綱第12条第3号の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

変更項目 (対象に○)	・団体名 ・その他 ()	・活動区域 ・活動内容
変更前		
変更後		
変更理由		

街路樹サポ一タ一緑化活動計画書

年 月 日

(あて先)
京 都 市 長

(届出者)

活動団体名

会長氏名

会長住所

会長電話番号

京都市街路樹サポーター制度要綱第14条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 緑化計画

[illegible]

2 緑化箇所図



※箇所図は別紙で提出していただいても結構です。
なお、別紙で提出する場合、上記の枠内に「別紙参照」と記入してください。

街路樹サポーター 市民花壇活動計画書

年 月 日

(あて先)
京 都 市 長

(届出者)

活動団体名

会長氏名

会長住所

会長電話番号

京都市街路樹サポーター制度要綱第14条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 活動計画

--

2 活動場所

所在地：

位置図：別添のとおり

3 植栽計画

別添のとおり

※花壇の大きさ、形状、材質、植栽内容（草花の種類、配植、植替予定）など

4 維持管理計画

(内容・頻度)

--

添付書類

- 1 位置図
- 2 植栽計画図
- 3 現地写真

第9号様式

市 民 花 壇 認 定 書

第 号
年 月 日

団体名 : _____
会 長 _____ 様

京都市長
〔 京都市建設局土木管理部
●●土木みどり事務所
電 話 〕

年 月 日付けで提出のありました市民花壇計画書を受理し、市民花壇の活動について認定します。

認定内容

- 1 活動団体名 : _____
- 2 活動場所 : _____
- 3 樹 種 : 中低木 (_____ 本)、草本類 (_____)
- 4 活動内容 : 市民花壇の整備、維持管理

活動に当たっての注意事項

- 1 市民花壇の整備、維持管理等は、届出者の責任で実施すること。
- 2 市民花壇に植栽する植物は、街路樹の生育や交通の支障とならないものに限る。
- 3 市民花壇の維持管理が継続困難となった場合、届出者により植栽した植物等を撤去し、原状復旧すること。
- 4 その他、活動区域の管理上等の理由により、京都市から植栽等の撤去を求められたときは、届出者の費用により植栽した植物等を撤去し、原状復旧すること。

年度 街路樹サポーター 活動実績報告書

年 月 日

(あて先) 京 都 市 長

(報告者) 団 体 名

氏 名(※1)

連絡先
(TEL)

京都市街路樹サポーター制度要綱第15条の規定により、報告します。

月	活動回数(※2)	活動内容 (○を付けてください) (※3)
4 月	回	清掃(落葉回収含む) ・ 除草 ・ その他()
5 月	回	清掃(落葉回収含む) ・ 除草 ・ その他()
6 月	回	清掃(落葉回収含む) ・ 除草 ・ その他()
7 月	回	清掃(落葉回収含む) ・ 除草 ・ その他()
8 月	回	清掃(落葉回収含む) ・ 除草 ・ その他()
9 月	回	清掃(落葉回収含む) ・ 除草 ・ その他()
10月	回	清掃(落葉回収含む) ・ 除草 ・ その他()
11月	回	清掃(落葉回収含む) ・ 除草 ・ その他()
12月	回	清掃(落葉回収含む) ・ 除草 ・ その他()
1 月	回	清掃(落葉回収含む) ・ 除草 ・ その他()
2 月	回	清掃(落葉回収含む) ・ 除草 ・ その他()
3 月	回	清掃(落葉回収含む) ・ 除草 ・ その他()
(1年間活動できなかった場合の理由 (※4))		

(※1) 報告書を作成する方(会長または会員)の氏名、連絡先を記入してください

(※2) 活動を行った日数を記入してください
(活動を行っていない場合は、空欄のままで結構です)

(※3) 清掃、除草以外の活動は、「その他」欄に記入してください
例：水やり、害虫情報通報、草花植付(※注)
(注：草花植付は「緑化活動計画書(第7号様式)」を提出された団体に限ります)

(※4) 1年間を通じて1回も活動できなかった場合は、理由を簡潔に記入してください
例：体調不良のため、ケガをしたため など

街路樹サポーター認定取消通知書

第 号
年 月 日

様

京都市長
（京都市建設局土木管理部
●●土木みどり事務所
電話

下記のとおり街路樹サポーターの認定を取り消しましたので、通知します。

記

1 認定を取り消した団体：

2 認定を取り消した理由

（

3 認定取消日： 年 月 日